

小樽市と社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会との
地域共生社会の実現に関する包括連携協定

小樽市（以下、「市」という。）と社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会（以下、「北海道済生会」という。）は、地域共生社会の推進に向けて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と北海道済生会が、相互に連携・協力し、子どもや若者、障がいのある方、高齢者等の支援を必要とする方を含めた全ての住民が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて取り組むことを目的とする。

（協働事項）

第2条 市及び北海道済生会は、次の各号に掲げる事項について、相互に意見交換を行い、事業等の実施に際し、それぞれの役割分担の下、協働で取り組むこととする。

- （1）地域福祉の推進のための重層的な取組に関する事項
- （2）市民の保健の推進に関する事項
- （3）子ども、障がい者（児）、高齢者等の居場所づくりに関する事項
- （4）地域の防災に関する事項
- （5）その他目的達成のために協議により定める事項

（連携及び協力の実施）

第3条 この協定に関する連携及び協力を円滑に実施するため、市と北海道済生会は必要に応じて協議の場を設ける。また、連携事業を具体的に実施するに当たっては、双方協議の上その内容を別途定めるものとする。

2 市と北海道済生会の間で取決めなどを要する事項については、前項の協議により覚書などを締結することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、令和6年3月31日とする。ただし、期間満了の1か月前までに市及び北海道済生会のいずれかから特段の申し出がなければこれを1年間更新し、その後も同様とする。

（協定の変更又は解除）

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、市と北海道済生会が協議の上、この協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(守秘義務)

- 第6条 市及び北海道済生会は、この協定に基づく取組の実施に当たって知り得た秘密を、市又は北海道済生会の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては法令及び条例の定めるところによる。
- 2 市及び北海道済生会は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による守秘義務を負う。

(連絡責任者)

- 第7条 この協定に基づく連携及び協力に関する事項の伝達を行うため、連絡責任者を定めるものとする。
- (1) 市の総括連絡責任者は、総務部企画政策室長とし、第2条に定める各号の連絡責任者は、別に定めるものとする。
- (2) 北海道済生会の連絡責任者は、ソーシャルインクルージョン推進室長とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月6日

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市

小樽市長

小樽市築港10番1号

社会福祉法人恩賜財団済生会

支部北海道済生会

支部長
